

議案第20号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和31年9月三
宅町条例第46号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年 3月 2日提出
三宅町長 森田 浩司

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和31年9月三宅町条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

53 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における町長の給料額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定に定められた額（以下この項において「給料基礎額」という。）から、給料基礎額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出となる給料の月額はこの限りでない。

54 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における副町長及び教育長の給料額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定に定められた額（以下この項において「給料基礎額」という。）から、給料基礎額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出となる給料の月額はこの限りでない。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和31年条例第46号)の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現行
附 則 1～52 略 53 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における町長の給料額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定に定められた額(以下この項において「給料基礎額」という。)から、給料基礎額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出となる給料の月額はこの限りでない。 54 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における副町長及び教育長の給料額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定に定められた額(以下この項において「給料基礎額」という。)から、給料基礎額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出となる給料の月額はこの限りでない。	附 則 1～52 略